

座談会

「共済事業と非営利・協同セクター」

出席：本間 照光（ほんま てるみつ、青山学院大学教授）
根本 守（ねもと まもる、協働・公認会計士協働事務所、公認会計士）
伊藤 淳（いとう じゅん、民医連共済専務理事）
司会・石塚 秀雄（いしづか ひでお、当研究所主任研究員）

●労働者共済・協同組合共済の歴史と発展過程

石塚 本日は「共済事業と非営利・協同セクター」ということで、まずは労働者共済と協同組合共済の発生と歴史的意義というあたりから進めていきたいと思っております。



日本の共済というのは制度的に日本独特ではないでしょうか。ヨーロッパでは共済組合法というのがあるけれども、日本の場合には労働者共済は協同組合共済の事業という法律の規定になっている。協同組合と共済組織というものがどの程度類似性があり、あるいは相違点があるのか。日本は協同組合が共済をしているということで非常に特殊ではないかという気がします。また民間保険が、そもそも相互会社というものから出てきたものが株式会社的に法律がなっていくという。基本的な性格の変質・変化があるのかどうかという点を、本間先生に触れていただきたいと存じます。

まず日本の共済制度・共済組織というものの特

長というものは一口で言うとうどんなのかということから入っていただきたいと思います。

最初に伊藤さんから、今の共済の現状と問題点といったところからお話いただければと思います。

伊藤 民医連の場合は事業所負担と職員負担の協力による共済で、法人と労働組合が協力をして職員一人一人の相互扶助連帯を高めるとような性格なんです。その事業形態は民医連の47,000人の職員が病院をはじめとする全国1,600の事業所の法人単位



で共済会があって、それが都道府県ごとに連合会を構成し、そして全日本民医連共済というその上の連合を組織しているというものです。

主には公的保険の補完であり、自己負担分をカバーする制度、つまり医療費の窓口負担、休業・出産のときの保険給付以外をカバーするということが大きな柱です。おおよそ民医連の全体収入の1%強程度の双方の掛金によって運営されています。ですから、対外的にはクローズドな性格を持っているもので、任意共済の典型的なものだと思

います。

当初の出発点から、性格と目的については変わりありません。しかし大きく変化してきたのは、社会保障の後退が劇的な形で進行していて、それに対抗して民医連で働く人たちの社会保障をどうやって守るかということがあります。もう1つは職員の互助・連帯その他の事業を通じて団結をどう高めていくか。というのは職員数と事業所数が増えている中で、共済の活動の多様性という意味が大きくなってきたと思います。

例えば医療費負担を例にとると、当初の薬剤費の一部負担で済んでいた時代から考えると、今日では3割負担ですから、それに対抗していけるかどうかという具体的な財政問題になってきており、掛金負担というのが大きな伸びをみせざるを得なくなっています。

比較のお互いに顔が見える集団の中での共済的な活動だったものが、どこを基準として助け合っていくかということが、ある意味では難しくなっている時代かと思うのです。もともと医療・休業給付というものやその他について見舞金等様々な制度を含めて、保険事故というものに対しては、そのときは非常に良い制度であると実感できますけれども、特に若い世代の中では社会保障や社会保険に対する大きな不信感が拭いきれなくなっているのです。民医連共済が独自に運営している年金などに対するこれからの考え方には様々なものがあります。それらを含めての掛金引き上げに対しては抵抗感もあります。

それから、法人と労働組合との関係では、賃金に相当する部分をどのように分配するかということになってきますので、特に賃金が上がらない、退職金その他についてはだんだん引き下がるという傾向のもとでは、それらの決着のつけ方が共済の掛金をどう持ち合うかという問題にもつながってきているのです。

そういう中で全般的に見ると、大きな問題の1つはもともとの相互扶助ということと、社会保障改悪の中で一人一人がどのように守り合っていくか、その中身というのはどの辺を最低基準に置くかという方向の示し方が重要になってきている時期だと思っています。もう1つは、これまでは小さい集団から連合を作って大きくなってきたとい

う経過の中で、小なりといえども社会的な存在として、あるいはそれから労働者共済や生協等との連携と言いますか、具体的には47,000人のかなりの部分は医労連共済にもダブル加盟しているし、一定部分は生協や県民共済にも加入しています。私たちの中では任意団体から法人格を持った団体として一定の組織改善の検討をはじめているところですが、横のつながりの中にどのように参画するかということが出てきていると思います。

自主共済と言っても財源の多くは事業所が持っていて、事業所の法定福利以外の福利厚生費の部分による拠出の割合が大きく、そういう特殊性は他のところとは違う部分もあるので、我々自身もそのことを特殊な部分と全体連携できる共通性の部分をどんな風に整理するかということを議論しているところです。

石塚 民医連共済というのは、無認可・任意団体ですね。共済の中でも協同組合法に基づいたものと、共済の種類としてはいくつに分かれるのでしょうか？

本間 協同組合が共済をやっていることが特殊だというよりは、本来、共済は協同組合や労働組合など、協同の事業や運動によってつくられてきたもので、本来的には「協同組合保険」なのです。特殊なのは、協同組合保険を「共済」と称してきたことであり、日本にはそのようになった特殊な歴史的経緯があるということです。

協同組合保険としての共済は、保険とは違って不特定多数を対象とするのではなく、民主的な組織と出資・運営によって成り立つ特定の集団を母体とする相互扶助です。

その共済にも、成り立ちや構成員によって、様々な共済があると言った方が良いと思います。

石塚 法律があるものは、協同組合法、農協・生協・全労済…。労働組合が主に作ったものは無認可で良いのですか？

根本 例えば全労済もそうですけれども、連合の主要単産の共済になっている自治労共済とか日教済などは法人形態としては生協なのです。

石塚 生協というのは消費生活協同組合法の範疇で、事業の中の組合員の共済であるということで、形態的には生協の形態を取ることが多いんですか？

根本 連合系の規模の大きいところは生協法人の形態をとっているということです。労働組合の共済については、私どもが関与している労働共済連やそれに参加している共済について概要を紹介します。



ご承知のとおり、80年代の終わりに民主的・階級的な労働組合運動を発展させようという運動の中で、各単産が自治労連とか全教などの形で自立していく過程でナショナルセンターとしての全労連も出来たわけですね。

こうした状況に対応し、単産ごとに共済を作ろうという動きの中で出来てきたのが、それぞれ単産ごとの自治労連共済とか全教共済とかあるいは医労連共済とか、そういうものです。そしてそれらの火災等の部分は単産ごとで完結するのではなくて、それぞれの単産の共済制度を再共済という形式をとって一緒にする形で取り組もうということで進められてきたのが、この労働共済連なのです。

労働共済連そのものは法人格を持っているわけではなくて、法人形態という面では任意団体、あるいは単なる協議体です。今申し上げた全労連傘下の主要単産の共済も、現時点では法人格を持っているわけではなくて、労働組合活動の一環としての自主共済という位置付けになっています。

各単産の共済は、それぞれの単産ごとに組合員を対象にしてやっている共済制度ということは共通ですが、共済の種類等については単産ごとに経過がありますから、多少バラエティがあります。ただ、共通する部分は火災とか年金とか、あるいは生命・医療・冠婚葬祭等の共済ということになっております。この間特徴的なのは、退職を迎えられたOBの方々も共済の対象者に含めていこうというところが一部でできています。

労働共済連には労働共済という共済組織も入っ

ているのですけれども、そこは単産ごとの共済組織ではなく、中小企業労組等を中心に共済をやるということで集まっている組織です。労働共済には、いわゆる地域共済、各地方・地域に共済の支部を作ってそこで共済に取り組もうというようなことをやっていると聞いております。そういった共済会が集まって再共済等の運営に取り組んでいるというのが、労働共済連の概況と思われます。

石塚 この労働共済は企業組合法に基づいているのですか？

根本 いや、いわゆる任意団体だと思います。



本間 共済事業については正確には協同組合保険と称されるべきで、職域と地域に組織された様々な共済事業が実態としてあるということですね。法令上根拠を持ち所管官庁の下にある共済といっても、ずいぶんた

くさんあるんですね。多くは各種の協同組合法に基づいて作られています。協同組合法の中でも一番大きいのは農業協同組合法・農協共済です。それから水産業協同組合法、これは漁協の共済で、そして先ほど言った消費生活協同組合法には地域を主体とするもの、あるいは職域を主体とするもの、労働組合を主体とするもの、これも様々に分かれています。労働組合を主体とするものの中では一番中心的なのが全労済ということになります。あとは戦後比較的早くからできた大手の労働組合の共済がそれにあたります。中小企業の関係では、中小企業等協同組合法に基づくものがあります。労働組合の中でも労働組合法に基づいて運営されているものも一定程度あるんですね。さらには地方自治法に基づいて運営されている都道府県や市町村が運営している住民向けの共済があります。

一方、法令上の根拠を持っていない中にも様々なものがあります。1つは公益法人が経営・運営しているものです。数年前問題になって今日も新聞で報道されていますけれども、例のケーエスデー-中小企業経営者福祉事業団（KSD、現・あん

しん財団)をめぐる事件も、実は公益法人が行っている共済事業となるわけですね。これが政治家ぐるみの賄賂・疑獄事件へと発展したわけです。それから各地の労働組合で、これは任意団体で人格のない社団と言われるわけですが、この任意団体が行う事業は様々です。いわゆる自主共済等はこの中に入るだろうと思います。ですから共済といっても様々であって一言ではくれないということです。

石塚 伊藤さんの話の中で、最近の掛金が共済の中でも問題になってきているということで、本間先生の本の中でも、世帯の年間の私的保険への支払いが非常に高くなってきておりまして、昔エンゲル係数という食費の支払いの指標がありましたけれども、今ではアリコ係数とかニッセイ係数というのか(笑)、保険料の負担という問題から見るとかなり深刻になってきているだろうと。それと共済の給付の範囲では日本の場合、医療について歴史的には順序がかなり後ろの方で登場しているのではないかと思うんです。生命や火災保険が先になっている。医療が遅くなっているのは、例えばドイツのビスマルクのころには、日本語で疾病金庫と訳されていますが、かなり医療については早く取り組んできたと思うんですね。ヨーロッパの場合には、共済組合が医療をかなり積極的に医師とか病院を抱えるということをやってきたんですね。その辺りの日本の特長を後でちょっと触れていただきたいと思います。

我々の研究所は「いのちとくらし」というわけですが、日本の共済が伸びた時期というのは、73年が福祉元年と言われて、80年代から福祉社会の転換と言われ、政府の政策が変わってきた時期ですけれども、そういう日本の社会保障政策と共済の絡み方というのは補完的なものと位置付けてよろしいのでしょうか？

●協同組合保険と日本の共済の歩みの違い

本間 1970年代の半ば以降、1973年が福祉元年と言われた年ですが、すぐにオイルショックが起って、福祉元年が福祉見直し元年になってしまっ

たんですね。それ以降ずっと社会保障・福祉を抑制するという政策が取られてきたのです。その抑制した分をどうするかというと、民間の生命保険や損害保険等が各種の保険商品・金融商品を作って、それを契約者である国民が検討して買いなさいと。そのことによって自分のいざと言うときの生活を保障し、資金の運用をして財産を増やそうという政策、日本型福祉社会という政策は実はバブル経済政策だったわけですが、その中に保険が重要な位置付けをされてきたということなのです。

戦後各種の共済が作られてきたわけですが、戦後の様々な苦労の中で多くの人々の支持を得て今日非常に大きな社会的な存在に共済はなっています。長いこと保険事業・保険会社との確執が続いてきたわけですね。しかし、日本型福祉社会という政策が取られる中で、保険と共済の歩みよりと言いますか、連携の側面がかえって強くなっています。ですから、共済の中でも先発の大手の共済と新しく出てきた自主共済とは、ずいぶんスタンスが違ってきていると考えられるんです。保険事業との矛盾を抱えながら連携の面が強まっている。そしてまた政策的にも社会保障や福祉の後退に対して、それに歯止めをかけるというより、むしろそれを自明のものとしてそれを前提として、自分たちの共済の事業を延ばしていくという性格も一方では出ているのです。

石塚 例えば農協のJA共済が資金運用とか保険商品とかを民間の保険会社とタイアップして運用するというスタイルを取っていると思うのですが、これは共済のアイデンティティというか原理と抵触しないのでしょうか？ 今後もタイアップは増えていくと思うのですが、そのタイアップの影響力は吉と出るのか凶と出るのか、どちらなのでしょう？ 二つの選択、共済が市場の中で規模の経済でネットワークをやっていくのか、そもそも共済本来の目的の中でネットワークを作るのか、どちらが良いのでしょうか？ 既存の共済と新しい共済とのスタンスの違いにも出てくるかもしれません。保険はどんどん株式会社的になってきますよね。保険法が変わったということは基本概念が相互会社から株式会社に変ったのだと私は



解釈しているのですが、その辺についていかがでしょうか？

本間 そうですね。まず、日本における生命保険の相互会社は、敗戦における保険株式会社の破綻に際して、相互会社形態の第二会社をつくって再出発したものです。したがって、本来の相互扶助の精神でつくられたわけではないのです。他方、今日、共済が社会的な存在、社会的な認知を受け、大きな社会的存在になってきているわけです。しかし、共済がどちらの方向に行くのか大きな分かれ道にあるんじゃないかと思うわけですね。そのことを考える上でも、歴史的に協同組合とか協同の運動が進めてきた共済というものがいかにして生まれて、日本ではどのような特殊な性格を持ってきたのかということを振り返っておく必要があります。

まずイギリス等ヨーロッパ諸国においては、17世紀の後半以降に各種の友愛組合が作られてくるんですね。この友愛組合は助け合いであり、共済組合と言って良いだろうと思います。部分的には中世以来のギルドの助け合いの機能を引き継ぎつつ、近代的な協同の運動、協同組合の事業、その流れの中で友愛組合も作られてくるということでもあります。同時に友愛組合は地域別・職業別に組織されてくるわけですが、ご存知のように労働組合がパブ・居酒屋からはじまるわけですね。そのパブを拠点にできたので労働組合の先駆的な形態であり、助け合いの共済組合の形態でもあったということです。

共済というのは正確に言うのなら、協同組合

保険と言うべきなのです。協同組合ないし協同組合ではないけれども、協同の民主的な運営、一人一票等ですね、それには労働組合等も入ると思いますけれども、そのような協同組合ないし協同の事業としての協同組合保険として、国際的には作られてくるわけです。1844年にロジデール公正先駆者組合が作られますが、例のロジデール原則ですね、それを引き継いで1895年に I C A 国際協同組合同盟が作られ、協同組合原則によって運営されてきているわけです。イギリスでも国際的にも、協同組合原則の延長にある協同組合保険として歴史的に形成されてきたという訳であります。

日本の場合にはそうはならなかったわけです。なぜかと言うと、保険業法上では協同組合保険としては認められてこなかったのです。戦後各種の共済として特殊な発展を遂げてきました。もっとも、戦後突然生まれてきたわけではなくて、戦前からの非常に長い前史を持っているんです。

日本では1900年（明治33年）に産業組合法が作られます。この産業組合法というのは現在の農協とか信用金庫・信用組合などを含めた協同組合全般にかかわる法律ですね。同時にその年に保険業法も作られるわけです。現在の農協の前身である産業組合は、1924年（大正13年）の全国産業組合第20回大会で保険事業の経営ということを打ち出すわけですね。生命保険事業の経営をする、保険積み立てによる農業経営や農村における生活や生産を改善する、農業倉庫の火災保険を経営するといった方針を出すわけです。毎年大会のたびにそういった方針を掲げるんですが、これは保険会社や監督官庁の反対などにあって実現しなかったわけです。

労働組合運動の側でいえば、1912年（明治45年、大正元年）に友愛会が作られます。友愛会は後に日本労働総同盟に発展していくわけですが、その友愛会の当初から共済部が設けられ、相互扶助が位置付けられているわけです。また、1922年（大正11年）に日本農民組合が創立されますけれども、その主張の中に農業保険の実施を掲げています。

このいずれにも賀川豊彦が大きな役割を果たしております。最近では賀川豊彦と言っても知らな

い人たちが増えていますが、日本における協同の運動・様々な協同組合・平和運動・労働運動の草分けとして知られている国際的な活躍をした人物ですね。産業組合が毎年の大会で保険経営ということを打ち出しますが、しかし、あくまでもそれは保険を経営してそのお金を使いたいというところに主眼があったんです。しかし、協同組合保険としてのそもそもについてきちんと理論的な位置付けを与えたのは、後に賀川がかかわってからであります。賀川豊彦は友愛会の運動に参加し日本農民組合の創立にかかわっていますから、彼の起草・影響の下で各種の協同組合保険がそういう運動の中に位置付けられているのです。しかし戦前においては具体的な形ではまとめることはできなかったのです。賀川豊彦は昭和の初期に医療組合運動を起こします。医療組合を作るとともに、それを支えるものとしての医療保険組合も作っていくわけです。そういうものが下地になって戦前に今日につづく社会保険としての国民健康保険ができるわけですが、共済として、あるいは協同組合保険としては実現せず、それが実現するのは戦後になってからです。やはり保険業法の下で協同組合保険が認められなかったということでもあります。

戦後1948年に、北海道の農協から始まって共済の突破口が作られます。50年代の初めに労働者共済としていくつかの共済が始まるということになります。はじめはすべてが無認可だったのです。保険業法の下で認められず、各種協同組合における共済・助け合いを拠り所にして始まるわけです。実態がまず先行し、あとで法的な根拠を持てきます。日本の場合には協同組合保険が共済という形を取ってきた。これは保険の監督官庁や保険会社との関係の中で、そういう風になってきたということなのです。

石塚 共済制度の成立の中で日本とヨーロッパとが違うのは、日本は戦前には労働者の権利闘争が弱くて、戦後に共済等が出来る。ちょうどヨーロッパ協同組合の歴史の話をしていただいたのですが、日本の場合に共済を作るとき、組織的性格付けが、例えば協同組合原則というきちとしたものではなくて、割とスローガンのもの、連



帯とか相互扶助だけで組織構造をきちっとしてこなかった、そのつけが例えば数年前の自治労共済の不祥事であるとか、こういうところに出てくるのではないかと。自治労共済の反省点を読むと、マネジメントを全然知らなかったと。どうも実態は共済を作っても、民間の保険会社とかエージェントに丸投げをしてしまっているという形で問題点が出てきてしまっているんじゃないかと思うんですね。それはヨーロッパみたいに100年ぐらいの歴史があって共済を作る訳ではなくて、極めて日本的な形で作られたところに原因があるんじゃないかと思います。マネジメントが共済、特に労働組合がやっている共済に不足していると、彼らがそういう風になっているのですけれども、その辺の問題についていかがでしょうか？

●原理原則・目的の自覚に沿った マネジメントが必要

根本 例の自治労の2年程前に起きた事件については、我々が関与している自治労連の共済とは全く別の連合傘下の労働組合の共済のことなので、細かい事情はよく知りません。しかし先ほどの問題で申し上げると、自治労は自治労共済というものを持っていますが、自治労共済は生活協同組合としての法人形態を持っているのです。例の不祥事が起こった部分は基本的に生活協同組合形態の自治労共済ではなくて、自治労の組合財政の中の一部に、いわゆる生協形態のところに移せない共済事業の一部があって、その部分を石塚先生がおっしゃったように共済掛金の一部か全部か詳しいことはわかりませんが丸投げして、その手数料

収入みたいなものがあるということで、自治労の財政問題ということで表面化したように思うのです。いまおっしゃった通り、通常の労働組合運動であれば労働組合費を各組合員からいただいて、いただいた組合費に基づいて各種の組合員のための活動を展開していくというのが基本ですが、この共済事業というのは通常の労働組合活動費とは異なっていて、共済の掛金を各組合員からいただいて、いただいた掛金をプールしておいて必要な事由が発生したときに給付するという仕組みなものですから、収入の面でも変動的ですし、費用支出の面でも当然ながら事由の発生というのは様々な事情の中で起こってくるわけで変動的なわけですね。したがって、ある意味ではやはり事業的な性格もこの共済の活動の中にはあるということは事実だと思うんですね。そういう意味でのマネジメントも必要ですし、もちろん労働組合等の組合費の管理においてもきちとした内部の管理の仕組みというのが必要だと思いますが、共済についてはよりきちとした適正な内部の管理の仕組みがないと様々な問題を起こす事例が起きやすいと言えると思います。

もう1つ、いま石塚先生のお話の中で、実際に各種の共済の中でもいわゆるリスクをヘッジするという観点で、例えば自動車の損害保険とか、年金とか火災とか、そういうものについては生命保険会社等とタイアップして、一定のリスクヘッジを保険会社にしていくというやり方をとっていることがあります。そういう意味で、一般の保険と重なる部分も出てきやすいという面もあるので、その辺のところをどういう風に線を引くのかということも必要な課題としてあると思います。

石塚 リスクヘッジ、一般の保険と重なる部分の線引きというのは原理的に可能なのでしょうか？ いわゆる共済が一般の保険会社の保険商品をかなり使って事業を行うというところに、意識的に線引きをしないと先々ぐちゃぐちゃになってくる恐れは無いのでしょうか？

本間 それはあると思いますね。自分たちの労働組合がやっている共済、あるいは広くは協同組合がやっている共済が何を目的としてどのような方

向を向いているのか、これをきちっとしておかなければ保険会社の営業の出先機関になっていく、保険会社がやろうとしてできない部分を代行し、資本の大海に飲み込まれていくということになりかねないわけですね。協同組合保険としての原則を持たずに保険資本と提携するのは極めて危険です。

実際のところ、労働組合の共済を含めてほとんどの協同組合・共済は、自分たちの原理原則を持っていないように思われるわけです。労働運動論や労働組合論はあり、協同組合について言えば、協同組合原則は確かにあるわけです。しかし、協同組合原則だけではくれない共済という特殊な性格ですね。小さな保険料・共済掛金が巨額の保険金・共済給付に変わる、集積した膨大な資金は自己増殖を求めて資本に転化しかねない。賀川豊彦が言うように「大衆も投機を求めます」ということを忘れてはならないでしょう。言うならばオバケのようなお金を扱っているわけです。それは一般の労働組合論や協同組合原則では対応できないことなんですね。ですから協同ないし協同組合保険としての原理原則を、きちっと持っている必要があるわけです。しかし、その必要が自覚されていない。あるいはそういう原理原則にこだわらない、まどろっこしい原則にこだわらない方がマーケットを拡大しやすい、効率化を図りやすいというような方向に流れているのではないかと思われるわけです。

実際、協同組合の各種共済もそうですけれども、労働組合の共済についても様々な問題が起きていますね。いま出た自治労共済については、共済などの簿外口座を作って巨額の裏金作りをし、先物取引に使うとかあるいは闇の政治献金なんかを使う、また一部は右翼にすらお金が流れていったということが問題になったわけですね。自治労共済については、自治労の委員長が言っているように結成以来最大の危機を迎えたということなんですね。しかし、その後それを克服する方向が出されているのでしょうか。

もう1つ、自治労に限らず、N T T労組の電通共済生協は労組共済の先駆けでありますけれども、ここでも300億円の資金を生命保険会社に運用委託していた。けれども、運用がうまくいかないの

で商品先物取引会社に運用させたところ、300億のうち230億円は未回収になっているということが数年前に報道されて、最近その先物取引会社がいよいよ倒産しちゃったと報道されています。そういう意味では、自分たちの共済がどのような課題を持っているのか、そしてまたそのお金を何のため、どのような社会づくりのために使うのか、それについての原則的な立場がはっきりしていないということであろうと思います。

石塚 労働組合にマネジメントのレベルの高さを求めるというのは、本来の労働組合の性格からは非常に難しい問題ではないでしょうか。通常の方では、労働組合にマネジメントは必要なくて権利要求ということだけで、要するに労働組合と経営というのは、本来は切り離され対抗的な関係にあるのですけれども、自分たちが共済などでお金を持って運用しなくてはいけない。ヨーロッパでも労働組合が自分たちの企業を経営するというのが一時期流行ったわけですが、なかなかうまくいかない。みんな撤退してしまうということがドイツなどであったわけです。

そもそも金額が異常に肥大化している状態です。農協共済は契約高400兆円だとか年間掛金で5兆円とかが集まってきている。経営はやはり保険会社等から人が入ったり、そこに投げたりしてやっているのが現状じゃないかと思うんですね。以前、住専問題、6,850億円もの税金を住専7社に投入し農協を救済するという事件が1996年にありました。共済も非常に規模が大きくなってきて、このマネジメントをいかにするか。協同組合では事業と運動の二輪をどうやって統一するかということ苦勞して、比較的営利・民間企業の手法を受け入れることでマネジメントを進めていこうとすることがあります。共済組合には国民のどちらかといえば中間から下の人たち、社会的に弱い人たちが集まって共済をはじめたという歴史があると思うのですが、そういった人たちの真のいのちとくらしを守る要求に応えるものになれるのか。そのためにマネジメントの問題、先ほどのリスクの選別をどう捉えるのか。つまり共済と保険と社会保険・社会保障との違いは、人々の病気等をニーズとして捉え、一方ではリスクとして捉えてい

くと社会的弱者を排除する形になってくると思うんですね。

もう1つは伝統的な共済というのは非常に閉鎖的で、自分たちだけのものになっています。それは自分たちの権利を守るには良いのですが、一方では大手の労働組合に入っていない、あるいは協同組合に入っていない人達のための共済というのは今後どういう形で出てくるのか。その1つの現象は最近の無認可共済です。誰でも入れるのは本来の共済じゃないんですけども（笑）、しかし誰でも入れますよと加入者を集めているわけです。しかし、そこに需要というか、入りたい人達がいるから市場ができてくると思うわけです。1つの問題は伝統的な相互扶助の共済事業というものが、もう少し広がった形に転換できるのでしょうか？それとも共済事業は、労働組合は労働組合員だけのクローズドの形でそれなりに進んでいくものなのか？新しい共済というのはどういう形で出てくる可能性があるのでしょうか？

伊藤 つまり真に必要とされる人達の共済が成立するかどうかという可能性の問題ですか？

石塚 そうですね。どこにも所属していない、例えばパートとかが増えていますよね。臨時だとか労働市場が流動化して正社員が少なくなっており、その人達こそ生活も不安定だし年金も何とかしたいと。しかし、若い人達が色んなものに対して不信感を持っていて、公的保険の掛金を払いたくないと。どうせ返ってこないと。しかし、この人達のための何か新しい共済方式というか、既存の共済団体などが取り組めるものなのではないでしょうか？

根本 例えば全労連の各単産などでは、パート職員の組合員が増えたり、よりオープンな形に組合活動を進めていこう、地域との連帯を広めていこうという取組みをやっていたりしているわけです。その一環という意味もあるだろうけれども、先ほども出てきたように退職者に共済に加盟してもらおうという動きがあります。これらは1つの考え方の現われなのだと思います。地方・地域共済というものもやりたいという、そういうやり方もあるのではないかと思います。

また、民医連の一部のところでは、いわゆる医療保険制度が改悪されている中で、患者さん、民医連の場合は友の会や組合員という共同組織があるわけですが、そこで医療費助け合いの仕組みは出来ないものかと考えているところも出てきます。これらが今後進むべきあり方としてあるのかなという気がします。

ただ現実を申し上げると非常に厳しいですね。パートの方というのは今までの組織の構成員より給料が低いわけです。従来の組合員と同様の掛金を負担することが果たして出来るのか。そういう意味では従来のやり方を含めて見直していかなければいけないわけです。先ほど申し上げた共済活動のマネジメントというのは、そういう意味でも重要だと思いますね。

伊藤 民医連でもパート労働者の割合は増えており、パート労働者が共済に加入をしているところもあります。そこで何が問題になるかというところ、賃金が低いから掛金も低い。ところがパート労働者の平均年齢は常用労働者の平均よりもやや高いですから、病気にかかる率というのも高くなります。安い掛金でありながら本人3割負担の医療費を全額負担では、必ず破綻するわけです。先ほどの話と共通しますが、これをどのように職員とパート労働者とが同じ職場で団結して働いていくという共済が可能であるかというテーマが私達の中で出来ているのです。

その場合、先ほど紹介された助け合い基金のような考え方が共済制度の中で成り立つかどうかですね。もう1つは民医連の共済組合は、民医連という運動や事業・医療をおこなっている1つの全国ネットの中で働く職員の共済であり、当然クローズドです。共済というのはそういう閉鎖性を持っていても、同じ目的をもった運動とも連帯しながら、主体性を持って運営していくという舞台が出来たのではないかと感じています。我々がもっとオープン形になったときに、先ほど本間先生が言われたように、協同組合保険ではないけれどそれに匹敵する論理的整合性を伴った運営を確立しておかなければならない。共済というのはそういう形で展開しうるかというのには、全体の構成員がそういう部分も含めて共済として運

動でやっていこうという理念的確立が前提なのではないかと思います。

石塚 歴史的な共済というのは、再生産確保が目的で、労働者が自分たちがきちんと働けるように労働力の保証・再生産という形であったと思います。これは当然クローズドの形です。歴史的には社会保障はかなり狭い範囲から始まってきています。日本の場合は相変わらずそんなに広い範囲ではないので、目的意識を限定してなおかつネットワークを同職・同業のプール性とか地域とのかかわりとかを徐々に増やしていくという方式が取れるのかなという気がします。

ただし共済の場合は、リスクとしてお年寄りやお金のない人、障害のある人が次々と入ってくると、善意で始めていても破綻する可能性もあるわけです。そのときに普遍主義的な国の社会保障的な考えを共済に取り込むのか、あるいは民間保険的なリスクという考え方でやっていくのか。共済というのはこの二つの中間の形であるわけですね。するとミックスでやるのか、より市場に近づいたリスク論理で計算していくのでしょうか。その中に掛金を一律にせず給与に比例させるなど等いろいろ考えられると思うのですが。

本間 まず押さえておく必要があるのは、協同組合なり協同組合保険としての共済は、中世のギルドのような小規模で閉鎖的な性格の助け合いとは質的に異なるということです。協同組合や労働組合は近代社会の産物であり、もともと閉鎖的というよりそれを超えていく普遍的な性格をもっているということです。保険と違うことは、保険は不特定多数にたいする営利事業としてあるのに対して、共済はその基礎に協同の事業なり運動をもっているということです。かといって共済が極小規模でなければ共済とはいえない、というのではなくて、それを超えていく普遍的な性格をもっているというのが大事なんだと思います。また協同の事業や運動と協同組合保険としての共済が結びついているというのが、大事なんです。そのことによって自分たちのいのちとくらしを守ると共に、さらに自分たちを超えた政策課題にも対応していくということが出来るわけです。その場合、生活を

安定化させるための自前の支えあいや保障システムを持っているかどうかというのが大事です。例えば、医療の運動の中で自前の医療機関や福祉施設を持っている、さらにそれと結びついた共済の仕組みを持っているということが大事だろうと思います。

実際、金融保険改革というのをずっとやってきたわけですが、実は国内の生命保険会社の3分の1がバブル経済で破綻し、破綻しないまでも外資と提携して事実上の身売りをした保険会社が多く出ている。大儲けをしようとして大損をしているわけですから、保険会社の顧客としてその流れに身を任せていたのでは、自分の生活を守れなくなってきている。当然の避けられない宿命とするのではなく、自前の助け合い、支え合いの保障システムがどうしても必要です。そういう中で自分たちの保障システムをもっていることによって、民間保険会社の営利主義に対抗できる。政策の変更、あるいは新しい政策を求めていくことも出来るわけです。ただし共済が万能であるということはないので、大事なのは先ほどから出ているマネジメントであり、基本的な原理原則を押さえ、限界を踏まえて運営されていることであります。

ちなみに、過労死や過労自殺をもたらすほどの労働のあり方や、労働組合の組織率が日本全体で2割を切るような状態、そして不安定就労の増大をそのままにしては、労働者の共済の未来はありません。また、ほとんどを外国に依存している極度に低い食料自給率のもとでは、農業や農村の共済の将来もないわけです。今ある社会と社会のリスクを放置・追認したうえで共済が成り立ったとしても、それは一時的なもので遠からず行きづまります。社会保障・社会保険がだめなら保険がある、保険がだめなら共済があるとはならないのです。

自分たちの共済と運動や事業とが結びついていくことは大切ですが、それだけでは限界があります。これをどう超えていくかといえは、協同組合間あるいは共済間の連携で超えていくというのは、一定程度可能だと思います。

協同事業と多彩な共済の 結びつき―「無認可共済」問題

石塚 民医連共済には民医連という協同の事業があって共済があるという形で、大変カチッとしています。農協共済には農協がありますが、あれには準組合員制度というのがあって、大体2割くらいでしょうか、誰でも共済に入れます。よく言えばコミュニティに広がっている形です。共済は何らかの事業をやっている共済がある。そうでないと単に共済だけがあるのでは、安易に生活やリスクを保障するものになってしまいます。事業と結びついているのが大切だと思います。

1つの典型で、モンドラゴンにはラグン・アロという共済組合があります。自分たちが協同組合運動をやって生産をして、なおかつ共済事業と結びついている。そこでは事業のマネジメントが共済のマネジメントにも生かされます。主体は労働者協同組合ですから、協同事業ですね。このラグン・アロのシステムは共済制度としては面白いと思うのですが、その点、数年前にモンドラゴンに行かれた際の印象は、伊藤さん、いかがでしたか？

伊藤 例えばそれぞれのグループ企業ごとに医療費支出が年度で高低が出ると、基準以上に高いところはペナルティがかけられ低いところは翌年保険料が低くなるという仕組みや、雇用調整に関わる財政給付をラグン・アロで引き受けるなど、労働者協同組合全体を労働福祉というところからどう守っていくか、単に共済が補完的なものではなく、全体の運営の仕組みが良く考えられて作られています。医療費が高かったところにペナルティを課すのは、社会政策上は労働者保護に反しますが、労働者が運営していく場合には一致できる水準にあるのだと感じました。モンドラゴンでトータルの運営能力というものが証明されていて、我々の運営のやり方や考え方に1つの大きなステップの目標になると思いました。

本間 協同の事業や運動から離れると、共済という名を使っても実質的には保険化してきます。保険としての規模拡大を求める、そこで自己完結を図るというのでは保険事業と変わらなくなって

きます。

近年、問題になっているいわゆる「無認可共済」ですが、「無認可（根拠法のない）」「共済」との呼称そのものに、この問題の深刻さがあらわれています。保険の監督官庁である金融庁は、`共済であって保険業法上の保険ではないので当庁の監督責任下でない` という。保険業界は、野放しの`無認可共済を規制しろ` という。認可を受けている共済は、`根拠法のない共済と自分たちは違う` という。「共済」の名で不特定多数への実質的な保険営業をしている営利団体、その中にはマルチ商法まがいの詐欺的集団も少なくないとみられますが、`共済として認知されたい` という。

しかし、いわゆる「無認可共済」なるものは、「共済」の名を冠した不特定多数への保険販売、すなわち「保険問題」にはかなりません。私はこのことを厳しく指摘しておきます。これは、労働組合や民主的団体が協同で作りに上げてきた共済とは異質のものです。「共済」と称してはいますが実質的な保険です。中には保険ですらもない、保険営業以前のマルチ商法詐欺的な社会問題化しかねない集団が、雨後の筍のように生まれているわけです。「共済」という名を使っている、認可共済か無認可共済かという分け方をしていますが、それは本質的なことではありません。分岐点は、協同組合ないしそれに準じた構成員、出資、民主的組織と運営がなされているのか、それとも法の目をくぐるために名前だけ「共済」を冠しているのかです。これについては、皆さんの共済の中でも問題を整理し、協同の事業である自分たちの共済とは違うのだということを明らかにし、社会に告発していくことが緊急に必要です。

「無認可共済」問題は「共済」の名を冠した保険問題であるとともに、協同組合と協同組合保険の「思想的危機」の問題でもあると言わざるをえません。忘れてはならないのは、「協同組合運動の中心的な問題は、よりよい別の世界を支援する事だ」（ICA国際協同組合同盟、レイドロウ報告、1980年）ということです。バブル経済のもとで「金融保険改革」なるものが推進され、銀行も証券会社も保険会社も、それぞれが自分たちの業界を中心にした総合金融機関化を指向し、各業界が政府の諸審議会の場でもそれぞれに学者たちを

擁して「利用者利便」になると主張し、利害団体の綱引きに終始しました。バブルをふくれあがらせ、破綻させ、国民や利用者に犠牲を強いながら、だれも責任をとりませんでした。「利用者利便のための改革と主張」ではなかったのです。それがいま、「無認可」「共済」をめぐる再現されている感があります。人びとのいのちとくらしを守るものとして協同組合保険があるのか、そのことが問われているのだと言わざるをえません。保険や共済が大きくなっていることは、そこに矛盾も集中してきているということです。

戦後の1950年前後の混乱期に、保全経済会事件という戦後史に残る詐欺事件がありました。そのような事件が、「共済」の名を騙ってはるかに大きな規模で起こりかねないという懸念があります。その意味でいま日本社会も保険・共済も未曾有の混乱の中にある、社会の混乱が保険や共済に反映しているということです。

伊藤 現在の「共済」といわれる問題は、確かに似ている状況ですね。

先ほどの続きで言いますと、民医連共済はフランス共済組合（FMF）と交流があります。フランスは医療機関をわずかしき持っていませんが、医療費の補完という制度を行っている。ただし外国人や比較的低所得の人が多い地域で行っている団体は、やはり困難になってきているんですね。モンドラゴンのラグン・アロとはまた性質が異なると思いますが、背景を見るとヨーロッパでは共済が社会保障制度との補完関係でやっているという根付いた歴史とシステムがしっかりとあります。これは比べようがありませんが、考え方として社会保障を補完するのであれ、そういうものの一体の中で自分たちの役割と限界を自覚しながら運動をすすめていくというのを、私達の中では確認しあえるところまできたかなという気がします。

労働者協同組合法のようなものが見えてきた時に、共済というものが日本の中で変わるものなのでしょうか？

本間 人びとの自主的な協同の事業を発展させるような方向で法整備がされるならばいいのですが、それを抑える形に制定される場合もあるわけです。

歴史的にみると、とりわけ日本では労働者や人々が自分たちのいのちとくらしを自主的に守ることが敵視され、場合によると弾圧されてきたという歴史があります。戦後も各種の協同組合や共済については、これを取り締まるという発想が強かったですね。しかしそういう中でも大きな発展を遂げてきているわけですから、どのような内容で労働者共済なり協同組合保険が位置付けられてくるのかというのが問題だと思います。

ついでに言えば、共済は多様な生い立ちと課題を背負って現在にいたっているわけです。今後とも、多様な根をもっていく必要があると思います。そのことによって、それぞれの人々のいのちとくらしを支える力になるでしょう。これは共済にとっても大事ですが、実は保険にとっても大事なことです。戦後、協同組合保険が共済という形で根を張ってきた。そのことによって保険と一定の緊張関係ができたんです。ですから共済が協同の力を発揮すれば、保険会社としてもあまり変なことはできない。むしろ社会のリスクを安定させるよう積極的な役割を果たさなければ、保険として認められないことになる。これは長い目で見れば、保険にとっても背筋を伸ばすことにつながるわけです。共済は今後もいっそう根を広げ、深くしていく必要がある。共済の規制という形で根を切ってはいけないということですね。ただし共済の名を冠した詐欺行為や集団などというのは論外であって、保険業法上、保険事業上の問題としてきちんと対応しなければなりません。

石塚 雨後の筍のように出てくるのはそれだけ商売になると思って出てくるので、機を見るのに敏な人が共済もどきのものを作ってやるわけですね。ただし別の面から言うと、善意のNPO的な共済が出てくる可能性、ニーズはあると思います。しかし、そういうのが出てきても持続するのはなかなか難しいと思いますね。相互扶助ですから、どの範囲をメンバーシップにするかという一種の社会性の考えがないと、単に個人が入ってやるというのでは保険になってしまいます。今後、無認可的、NPO的共済が日本のコミュニティの中で伸びる可能性はあるのではないかと思います。

フランスでは社会保障制度の実際の運用を共済

が大部分をやっているわけですが、これは歴史的に共済運動があって、社会保障制度がドッキングしたというのが出ているわけです。日本で将来的にそこまで共済が力をつけられるかというところ、可能性は少ないかもしれませんが。いま社会保障が悪くなって民間保険がたくさん出てくる中で、国民的レベルで共済はどの程度貢献できるのでしょうか。先ほどの話に戻りますが、不特定多数に広げる可能性はあるのでしょうか？共済事業の社会的使命は当面どのあたりになるのでしょうか？

伊藤 たしかに不安定就労層や、病気であっても病院にかかれない人たちの問題は大変深刻です。どういう部分を共済という仕組みがカバーできるか、ということになってくると思います。例えばNPOが共済という仕組みを利用して、各種補助金や本人たちの掛金とか事業を行う機関の協力で医療にかかれない人を組織する。制度の中には社会福祉事業法で医療費を免除する・減額するという病院もありますね。そういうものや、少ないながらも対象の人たちが掛金を出し合っているという混合型にすれば、それは共済の一部になると思います。

石塚 公的制度がどんどん縮小して、どこのネットにもかからない人が出てきます。社会全体を考えると民間保険からも公的制度からもこぼれる人たちがいると思いますが、この辺の人たちを何とかしなければいけないと思います。

本間 共済単独で解決できるのはかなり限定的です。そこで協同の事業と結びついているということが大切です。共済として出来ないことは、結びついている事業や運動を通じて、一定程度メスを入れるよりどこところとなるのではないかと思います。とだと思いますね。

石塚 日本でも年金制度がかなり崩れてきましたが、アメリカ型の401k方式の年金を運用している共済もあるようですが、今後この傾向は増えていくのでしょうか。

伊藤 民医連共済の場合、特殊な自主年金なので

一般化できませんが、退職金と年金をセットで考えるとき、深刻なのは現在40歳以降の人たちです。これは流れに身を任せてはいけないという先ほどの本間先生のお話にもありましたが、どう切り替えていくかという問題があります。共済という自分たちの組織の中でどう対応するかというと、少しでも痛みを和らげる、自分たちを守る制度の充実をはかるということになると思います。ただそれには大きな限界があって、全体的な流れは、若い世代になればなるほど自分たち自身で守るしかないという空気が濃厚で、民間保険加入も増加しています。

●先人の理論に学びながら 大きな役割を

本間 個人としてもそうですが、協同の事業として科学的な見通しを持つことが大切ですね。現在は社会保険ですら投機的な性格が強まっています。高利運用で年金財源を増やすんだといいながら、膨大な7兆円に及ぶような累積赤字を生み出しています。それから総合金融機関化ということで、それを指向した銀行も証券会社も保険会社もばたばたとつぶれてきた。なぜかという、高利追求や高率運用というのは、社会全体ではできないということなんです。

協同組合なり、協同の事業体が押さえないといけないのは、自分たちが社会的歴史的にどこにいるのかということを知覚して、事業をすすめることです。社会全体での高利追求が仮に可能と見えても、実は自分たちの生活基盤を掘り崩して環境を悪化させたり、高利運用できない最後のつけは自分たち自身に押し付けられたりという限界を持っているわけです。社会全体では生産性ないし生産力を超える運用はできないということです。経済学的な目をもつということが投機に打ち勝って生き延びるというのではなくて、個人としても長期に勝ちつづけるという神業的な事が可能なわけがない。だから社会を安定させ、一定のお金できちんと生活できる、場合によってはお金だけに頼らないでもきちんとした生活が保障される仕組みを作る、そういうところに協同の運動や事業は立ち戻る必要があるわけです。

確かに日本の労働者共済や共済にはさまざまな問題があって、実態として他の先進国では当然のごとく押さえられていることがずいぶんいい加減になっているという問題があると私は思います。ただし、協同組合保険とか保険の理論については、少なくとも私の知っている限りでは、世界にもないような優れた遺産を持っているのです。さきほどの賀川豊彦の協同組合保険論、これを超えるものは今の日本にはないし、他のヨーロッパ諸国にもないと思います。さらにまた保険の理論家として小林北一郎という人物がいます。昭和19年(1944年)に若くして亡くなった人で、ずっと埋もれさせられていた人ですが、彼は「歴史的範疇としての保険」という学説を保険会社に働きながら打ち立てているわけです。そういう遺産を我々は持っていないながら気がついていない。仮に気づいたとしても、それを不問にして、目の前の利害に走りがちです。原則をふまえることによって、今ある自らのあり方が問われるからです。しかし省略すると必ずふり出しに引き戻されます。この過程で人びとの信頼を深く傷つけ、人びとに多大な被害をもたらすことになります。ですから、ぜひ各種の協同・共済に関わる人たちには、こうした学習を進めてほしい。その上に立って、現代に必要な協同組合保険論、あるいは協同保険論とはどうあったらいいのか、心を砕いてほしいと私は期待しています。

伊藤 共済が協同組合保険ということを念頭に置きながら、マネジメントなどを強めていこうとする場合、日本の場合、法的根拠というのはないですよ？これは自分たちで工夫していくしかないけれども、全体に広げていくような条件として、根拠となるような共済組合法ないしはそこにおける会計原則というようなことは考えられないでしょうか？

根本 その考え方がないと非常にいいと思いますし、先ほどの石塚先生の話ではヨーロッパにはあるということでしたから、そういうことも含めて進めていければと思います。

ただ、日本では2007年度を目安に民法の公益法人制度を廃止して、公益法人そのものを見直して

いこうという流れがあります。税法上は公益法人等というくくりの中で、法人格をもっていない任意団体もそれに含まれています。従来は自主的な共済事業については法人税の課税対象にはならなかったのですが、原則的に課税になってくる可能性があるということで、むしろ全体として税法の枠の中に縛っていこうという流れがあり、保険会社等が一方でこういう流れを要求している面もあると思います。共済の制度が法的に整備されていくというのは考え方としてはいいと思いますが、現在の新自由主義的思考の中では様々な規制が加えられる可能性もある気がします。

石塚 EU連合ではディレクティブ、法律のようですが、共済組合法という案が出ています。これは協同組合法、アソシエーション法との3点セットで社会的経済法といわれています。このあたりが一番新しい、参考となる共済の規定ではないでしょうか。日本の場合はいろいろな法律の条項に共済が出てきて基本は協同組合原則ですが、EUや他のヨーロッパの場合はそれぞれ共済組合法があるから、参考になると思います。

日本では自主的な内規、定款などで性格付けをもっと明確にする必要があると思います。その際に日本の研究や理論の蓄積が世界的にも高いということから、現実には弱い点があるとしても、実際の共済運動や事業を理論的に強い運動体に出来る可能性が強いし、共済事業の果たす役割は大きくなれる可能性があると思います。

最後にここで一言ずつお願いします。

伊藤 共済組合の目的・理念、共済が存在している意味と果たしている役割を常に確認することと、社会的に協同組合保険の考え方などに適合する基準をしっかりと守って運営できる能力を持つ必要があることを、執行する側の能力として求められていると感じました。

もう1つは私達の場合、加入者は民医連で働く人たちであると同時に、それぞれの地域でつながる人たちであるということです。さまざまな市民運動や患者さんとのつながりの中で、私達の共済組合というものがこれからもっと幅を広げていかなければならないだろうという所で、いくつか

示唆を受けました。

石塚 民医連の場合は、自分たちの運動をしっかりやるということですね。共済には事業体の母体が必ずあって、そことの関係に運営能力などがリンクしてきます。またコミュニティには友の会や共同組織があるので、これをいかに統合化していくかということで、コミュニティへ広がっていくという可能性を秘めていると思います。

最後に本間先生お願いします。

本間 バブル経済の頃、農協共済は巨大な組織になったので保険会社化すべきである、なかでも株式会社に転換すべきであるという主張が保険会社サイドから出たことがあります。共済であるよりは保険株式会社の方が安定的経営ができ、社会的監視の目にさらされるというのが根拠だったのですが、実はそういう主張をしていた保険業界そのものが次々と破綻していったのです。

建前としての支払能力がどれだけあるか、公表された数値がどうかという以上に、民主的・組織的な運営が出来ているかの方がより大事なんですね。その意味では共済についても、協同の事業・運動が民主的に管理運営がされているかどうか、本当の意味での効率化につながるのだと思います。モラルに支えられた運動の中でこそ、モラルリスク（道徳的危険）を排除し、社会的モラルに立った運営が可能となります。

現在、残念なことに共済の立場からも自分たちの權益を拡大していこうという恣意的な議論が広がっているように思われます。賀川豊彦は、立場の違いや思想の違いによって協同組合や協同組合保険を分裂させてはいけないと再三強調していたわけですが、私は、長い目で見るとさまざまな立場の共済が実を挙げていく、立場を超えて連携していくことが大切だと思います。賀川が言うように、共済の課題は、協同組合保険の機能を發揮して、社会とリスクを変えていく、そのことによって生活の根本問題を解決していく手がかりになるということです。また彼は、営利的保険会社から見れば宿命的な確率も、協同の社会性をもってリスクを変えていくことができると言っています。過労死や自殺などたくさんの人が追い詰められている

状況にあります、これに待ったをかける。現代のような働き方や暮らしをもとに生命共済があるのではなく、そのあり方を変えていくものとして共済が社会的使命を発揮する必要があるし、実際に可能なんだということです。単独の共済では出来ないことも、共済間の協同で出来ることもあるし、さらに共済として出来ないことも、これを拠り所として政策を変えていく、社会的に盛り

立てをして出来ることもあると思います。共済が多様な根を張る拠点となれるとっていい。

石塚 共済は社会的解決を目指し、保険は個人的解決を進めるということでしょうか。本日は長い時間ありがとうございました。

(2004年1月30日実施)

●本間先生の著書紹介●

本間照光・小林北一郎著『社会科学としての保険論』、汐文社、1983年、1800円。

最近テレビや新聞を見ると民間保険の宣伝が花盛りである。誰もが保険に関わっているが、しかし保険制度が社会制度と連関させて議論されることは少ない。本書は20年も前にでているが、いささかも古びてはならず、近年の社会の保険化の中で、その理論的な役割は再読の価値を増している。

当時の推薦文から。

「社会科学としての保険論、経済学における保険研究の復権をかける本書は、人間と社会の安全に関わる歴史科学として、保険学の体系を示そうとする野心的な労作である。」(関恒義)

「保険を経済学の一分野として、この体系の中に位置づけ、共同社会の物的基礎として、あるいは共同ファンドによるサービスのひとつとして、これを把握し、さらに資本主義社会の生成、発展、死滅の過程での保険の制度と役割の変化を、国家(自治体をふくむ)の社会サービスとの関連で追及してみるという仕事は、まったく未開拓にちかい仕事である」(宮本憲一)

「社会の共同業務としての保険が階級社会において民衆を支配し、社会の上にたつ業務に転化してゆく過程を論証」(池上惇)

なお、本書は絶版になっておりますが、希望する読者が多ければ再販の可能性があります。コピー等の問い合わせは研究所事務局まで。

本間照光『保険の社会学…医療・くらし・原発・戦争』、勁草書房、1992年、3800円。

推薦文から。

「現代社会はまさに『保険漬けの社会』である。生命保険、傷害保険、健康保険、老齢保険、失業保険、自動車保険、信用保証保険、等々。どなたでも、1年間にどれほどの金額を保険に支払わされているか、試算してみられたい」(芝田進午)

「保険やリスクに関する研究が、通常理解されているように金融事業の資金源を問題にすることではなくて、市場経済のもとで、資本蓄積のために生じる生活のリスクを科学的に解明する学問であることを深く知ることができる」(池上惇)

本間照光『団体定期保険と企業社会』、日本経済評論社、1997年、3400円。

保険金は、会社のものか、遺族のものか。問われている命と、この社会、国のあり様。

推薦文から。

「団体定期保険の本来の趣旨・目的が従業員の福利厚生にあることを、欧米の歴史、わが国の歴史にまでさかのぼって議論の余地なく論証するとともに、企業として生命保険会社が従業員の生命を取引材料にして、不当な利得を得ている実体を厳しく告発している」(水野幹男)